

飯田市議会が行う広報広聴に関する規程の一部を改正する規程（案）

飯田市議会が行う広報広聴に関する規程（平成24年12月21日議会運営委員会決定）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「インターネット」を「テレビジョン放送及びインターネット」に改める。

附 則

この規程は、平成27年 月 日から施行する。

(参考)

○飯田市議会が行う広報広聴に関する規程

平成25年3月22日
議会規程第1号

(設置)

第1条 この規程は、飯田市自治基本条例(平成18年飯田市条例第40号)第23条に規定する、開かれた議会運営を行うために設置する広報広聴委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営並びに委員会が行う活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内で組織する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の事項について協議又は調整を行うものとする。

- (1) 議会広報紙の編集及び発行に関する事項
- (2) 議会ホームページの管理運営に関する事項
- (3) インターネットを活用した会議公開に関する事項
- (4) 会議傍聴の推進に関する事項
- (5) 市民への講座等の開催に関する事項
- (6) 議会報告会の企画運営及び市民意見の取り扱いに関する事項
- (7) その他議会の広報広聴に関する事項

(第4条以下略)